

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十九号）

改正案	現行
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 十六（略） 十七 法第八十九条第一項、第三項又は第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第三百七十七条の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項及び第七十條の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項十八（略） （定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 十六（略） 十七 法第八十九条第一項及び同条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第六十四条第二項及び第三項、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十條の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項十八（略） （定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行

う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務

ロ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ハ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

ニ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

ホ・ヘ（略）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四条の二の四第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ・ニ（略）

う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務

ロ 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行う信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ハ 法第五十三条第八項又は法第五十四条第七項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

（新設）

ニ・ホ（略）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ・ニ（略）

三・四 (略)

(出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者)

第四十九条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者及び全国連合会債(法第五十四条の二の四第一項の全国連合会債をいう。以下同じ。)の債権者とする。

(信用金庫の付随業務)

第五十条 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

4・5 (略)

6 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類

三・四 (略)

(出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者)

第四十九条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者及び全国連合会債(法第五十四条の二第一項の全国連合会債をいう。以下同じ。)の債権者とする。

(信用金庫の付随業務)

第五十条 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

4・5 (略)

6 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類

似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 (略)

7 (略)

（債券の募集又は管理の受託業務等）

似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

（新設）

（新設）

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算

定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

（新設）

（新設）

三 (略)

7 (略)

（債券の募集又は管理の受託業務等）

第五十一条 法第五十三条第六項及び令第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(算定割当量の取得等)

第五十一条の二 法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(信用金庫連合会の付随業務)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である法第五十三条第三項第七号に規定する外国銀行(当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社としているものに限る。)の業務(銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務(代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項(第八号及び第八号の二を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。)に限る。)とする。

一 法第五十四条の二十三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による認可対象会社(同条第三項に規定する認可対象会社をいう。)を子会社とすることの認可

第五十一条 法第五十三条第八項及び令第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(新設)

(信用金庫連合会の付随業務)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

二 法第五十四条の二十三第五項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書に規定する認可 三 法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項に規定する認可 5ゝ7 (略)	4ゝ6 (略)
(算定割当量の取得等) 第五十三條の二 法第五十四条第五項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十一条の二に規定する業務とする。	(新設)
(外国銀行代理業務に係る届出) 第五十三條の三 信用金庫連合会は、法第五十四条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 理由書 二 所属外国銀行（法第五十四条の二に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面 三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 六 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面	(新設)

- 七 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案
- 八 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第五十三条の四 前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に關する事項
- 二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に關する事項
- 三 外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
- 四 所属外国銀行が、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定
- 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項
- 六 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- 七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の業務取扱日

（新設）

及び業務取扱時間の店頭揭示に関する事項

八 その他必要と認められる事項

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第五十三条の五 第五十三条の三第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に規定する外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が当該外国銀行代理金庫と他の者を誤認

(新設)

することを防止するための体制

(全国連合会債の発行に関する業務の認可の申請等)

第五十四条 全国を地区とする信用金庫連合会（以下「全国連合会」という。）は、法第五十四条の二の四第三項の規定による全国連合会債の発行に関する業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(通知事項)

第五十七条 法第五十四条の九第一項及び全国連合会債令第五条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 全国連合会の出資の総額及び法第五十四条の二の四第一項の準備金の額の合計額

三 全国連合会債の借換えのため、法第五十四条の二の四第一項の限度を超えて全国連合会債を発行するときは、その旨

四 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

(全国連合会債の発行に関する業務の認可の申請等)

第五十四条 全国を地区とする信用金庫連合会（以下「全国連合会」という。）は、法第五十四条の二第三項の規定による全国連合会債の発行に関する業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(通知事項)

第五十七条 法第五十四条の九第一項及び全国連合会債令第五条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 全国連合会の出資の総額及び法第五十四条の二第一項の準備金の額の合計額

三 全国連合会債の借換えのため、法第五十四条の二第一項の限度を超えて全国連合会債を発行するときは、その旨

四 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、<u>「信用金庫等集団」</u>及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 一 信用金庫等 次に掲げる者 イ (略) ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十四条の二十一第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。） ハ～ヘ (略) 二・三 (略)	2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、<u>「信用金庫等集団」</u>及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 一 信用金庫等 次に掲げる者 イ (略) ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十四条の二十一第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二<u>条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）</u> ハ～ヘ (略) 二・三 (略)
3・4 (略) 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一～二 (略)	3・4 (略) 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一～二 (略)
二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引につき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の機関による判定により行われるものに限る。）	(新設)

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十四 （略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三～十八の三 （略）

十八の四 法第五十三条第六項第七号又は法第五十四条第五項第七号に掲げる業務

（削る）

十八の五 （略）

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十四 （略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三～十八の三 （略）

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の六 （略）

十九ノ三十九 (略)

6ノ11 (略)

12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二・三 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。のほか、次に掲げるものとする。

一ノ三 (略)

2 (略)

3 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品

十九ノ三十九 (略)

6ノ11 (略)

12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務

二・三 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一ノ三 (略)

2 (略)

3 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品

取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。
。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭
売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以
外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする
。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法
律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立
の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年
においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の
三を超えているもの

イ・ロ（略）

二（略）

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に
規定する承認を受けている会社

四（略）

五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五
条第一項に規定する認定を受けている会社

六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に
規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を
受けている会社

七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規
定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受
けている会社

取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。
。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭
売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以
外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする
。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法
律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立
の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年
においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の
三を超えているもの

イ・ロ（略）

二（略）

（新設）

三（略）

（新設）

（新設）

（新設）

八 合理的な経営改善のための計画（法第八十五条の三に規定する

（新設）

金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであるとして、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

4
8
（略）

（事業の譲渡の認可の申請等）

4
8
（略）

（事業の譲渡の認可の申請等）

第七十九条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第八十六条第一項第十号及び第百条第一項第二十三号において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

六・七 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 第十七条第二号二に規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ (略)

六 二十二 (略)

(削る)

第七十九条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第八十六条第一項第十号及び第百条第一項第二十四号の二において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

六・七 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 第十七条第二号二に規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 出張所の廃止をする場合

ニ (略)

六 二十二 (略)

二十三 自己資本比率（銀行法第十四条の二各号に規定する基準に

(削る)

二十三・二十四 (略)

二十五・二十九 (略)

2 (略)

3 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イハ (略)

ニ 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第七条第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

係る算式により得られる比率をいう。）を算出する際に、保有す

る債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより信用金庫連合会の定める算出の方法を用いようとする場合

二十四 前号に規定する信用金庫連合会の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

二十四の二・二十四の三 (略)

二十五・二十九 (略)

2 (略)

3 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イハ (略)

ニ 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第七条第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ (略)

三〽五 (略)

4〽6 (略)

(全国連合会債の債権者に対する情報の提供)

第百三条 全国連合会が、法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

(特定取引勘定)

第百七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一〽十四 (略)

十五 法第五十四条第五項第二号の規定により行うことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

ホ (略)

三〽五 (略)

4〽6 (略)

(全国連合会債の債権者に対する情報の提供)

第百三条 全国連合会が、法第五十四条の二第二項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

(特定取引勘定)

第百七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一〽十四 (略)

十五 法第五十四条第五項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十六 法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡	十七 (略)	3 (略)	4 前項の行為には、一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。	5 (略)	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第三百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	一・二 (略)	三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ (略)	ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（(14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）	(1)～(7) (略)	(8) 全国連合会債残高（全国連合会が法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を発行している場合に限る。）
（新設）	十六 (略)	3 (略)	4 前項の行為には、一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。	5 (略)	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第三百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	一・二 (略)	三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ (略)	ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（(14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）	(1)～(7) (略)	(8) 全国連合会債残高（全国連合会が法第五十四条の二第一項に規定する全国連合会債を発行している場合に限る。）

(9) (17) (略)

ハ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 外国銀行代理金庫は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（銀行法第二十一条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理金庫に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(9) (17) (略)

ハ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(新設)

ない。

3 外国銀行代理金庫は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理金庫が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

第三百三十七条の三 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要が

(新設)

あると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

三 代理又は媒介を行おうとする所属外国銀行の業務について、銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置

四 所属外国銀行に外国銀行代理金庫から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

五 外国銀行代理業務を行う事務所の廃止にあつては、当該事務所の顧客に係る取引が、他の事務所へ支障なく引き継がれる等、当該事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

六 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

（所属外国銀行に対する届出）

第三百三十七条の四 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があった場合とする。

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となる

（新設）

べき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(標識の様式)

第百三十七条の五 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十五号の二に定めるものとする。

(新設)

(分別管理)

第百三十七条の六 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(新設)

(明示事項)

第百三十七条の七 銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき

手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行っているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

(外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供)

第百三十七条の八 第百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(新設)

(外国銀行代理金庫が締結する契約との誤認防止)

第百三十七条の九 外国銀行代理金庫は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

(新設)

一 契約の主体が、当該外国銀行代理金庫ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他外国銀行代理金庫が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第百三十七条の十 外国銀行代理金庫は、第百三十七条の七第一項第三号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他

(新設)

の所屬外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置)

第三百三十七条の十一 外国銀行代理金庫は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等(外国の法令等を含む。)を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

(新設)

(外国銀行代理金庫の密接関係者)

第三百三十七条の十二 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理金庫と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理金庫である信用金庫連合会の特定関係者(銀行法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理金庫である信用金庫連合会の子会社を除く。)とする。

(新設)

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第三百三十七条の十三 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理金庫が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

(新設)

(外国銀行代理業務に係る禁止行為)

第百三十七条の十四 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、外国銀行代理金庫としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反する、又は違反するおそれのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

(外国銀行代理業務に関する帳簿書類)

第百三十七条の十五 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（所属外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所属外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

(新設)

(新設)

一 総勘定元帳 作成の日から五年間	二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間	三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた所属外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間	(外国銀行代理業務に関する報告書の様式等)	第三百三十七条の十六 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第十五号の三により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。	2 外国銀行代理金庫は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。	3 外国銀行代理金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。	4 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理金庫が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。	(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)
-------------------	------------------------	---	-----------------------	--	--	---	---	-----------------------

(新設)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を

第百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

除く。)

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法(以下この号において「準用銀行法」という。)第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条の免許を取り消され

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 法第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法(以下この号において「準用銀行法」という。)第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条の免許を取り消され

、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(2) (略)

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一

、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(2) (略)

(3) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一

項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へくち (略)

五・六 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)
第七十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へくち (略)

五・六 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)
第七十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第百七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第百七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者(準用金融商

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第百七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第百七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は信用金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十四条

品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規

の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫又は信用金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金庫若しくは信用金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提

定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫若しくは信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第百七十条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百七十条の九 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第百七十条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百七十条の九 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に
関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第一百七十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。
以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、
次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 (略)

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第一百七十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。
以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、
次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、金庫又は外国銀行代理金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 （略）

三 申出者が最初に当該金庫又は外国銀行代理金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七十條の十三 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

2 前項各号に掲げる方法は、金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 （略）

三 申出者が最初に当該金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七十條の十三 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二百七十条の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二百七十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二百七十条の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二百七十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送

達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 （略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ （略）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ （略）

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 （略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ （略）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫又は信用金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ （略）

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第一百七十条の十六 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第一百七十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一百七十条の十六 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。

3 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第一百七十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十條の十八 令第十六條第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該金庫、外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 (略)

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第七十條の十九 令第十六條第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

第七十條の十八 令第十六條第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 (略)

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第七十條の十九 令第十六條第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百七十条の二十一 (略)

2 (略)

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第百七十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第百七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十一 (略)

十二 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三 十五 (略)

十六 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百七十条の二十一 (略)

2 (略)

3 金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第百七十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第百七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十一 (略)

十二 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三 十五 (略)

十六 顧客が当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に

当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法 十七・十八 (略) 2 (略)	(契約締結時交付書面の記載事項) 第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の名称 二 十 (略) 十一 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法 2 (略) (禁止行為) 第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 五 (略) 六 外国銀行代理金庫にあつては、第七十条の十四各号に掲げる行為 七 (略)
連絡する方法 十七・十八 (略) 2 (略)	(契約締結時交付書面の記載事項) 第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の名称 二 十 (略) 十一 顧客が当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法 2 (略) (禁止行為) 第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 五 (略) (新設) 六 (略)

[